かわさき資産マネジメントカルテ

資産マネジメントの第２期取組期間の実施方針

【概要版】

2014（平成26）年３月

川崎市

はじめに

本市は、社会教育施設、福祉施設、商業・産業施設、学校施設、市営住宅等の建築物や、道路、橋りょうなど、公共の福祉を増進し、また、市民生活や、あらゆる社会経済活動を支えるためのさまざまな施設を保有しています。これらは、高度経済成長期等に集中的に整備された経年のものが多く、今後、本格的な少子高齢社会の到来等に伴い社会経済状況が大きく変化する中、効率的かつ効果的な維持管理や、あり方の検討が必要な状況となっています。

こうしたことから、本市では、2011（平成23）年度から2013（平成25）年度までの3か年を取組期間とする「川崎版PRE戦略　かわさき資産マネジメントプラン（第1期取組期間の実施方針）」を2011（平成23）年2月に策定し、モデルケースによる取組手法の検討を行いながら、大規模施設を中心とした施設の長寿命化等の資産マネジメントの取組に着手してまいりました。

こうした取組は、今後も対象を拡大し、長期かつ継続的に推進していく必要があり、また、併せて、本市施設の状況を市民の皆様にできる限りわかりやすくお伝えするため、このたび、「かわさき資産マネジメントカルテ〈資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針〉」を策定しました。

これに示す取組の考え方や方向性に基づき、施設の最適な維持管理や活用等を行い、必要な行政サービスの提供や、施設利用者の安全・安心を確保するとともに、財政負担の縮減による多様な市民ニーズに対応した行政サービスの財源の確保をめざす「資産・債務改革」を推進してまいります。

もくじ

1　取組の背景と資産の状況 …… 1ページ
（1）取組の背景 ―― 1
（2）本市資産の状況 ―― 2
（3）公共建築物の修繕費・更新費の将来見通し ―― 3
2　資産マネジメントの第2期取組の戦略・対象施設・期間 …… 4
3　基本的な視点・推進体制 …… 4
4　戦略1　施設の長寿命化 …… 5
5　戦略2　資産保有の最適化 …… 8
6　戦略3　財産の有効活用 …… 10
［用途別施設の状況（参考）］ …… 12
［パブリックコメント手続きの実施結果（概要版付録）］ …… 16

1 取組の背景と資産の状況

(1)取組の背景

公共施設の老朽化に伴う財政負担の増大・集中への懸念

現状の施設をそのまま保有することを前提とした場合、10年後には本市公共建築物の約7割が築30年以上となるなど、施設老朽化に伴う将来的な財政負担の増大・集中が懸念されます。

◉本市公共建築物の建築年別床面積 (2013 (平成25) 年3月31日現在)

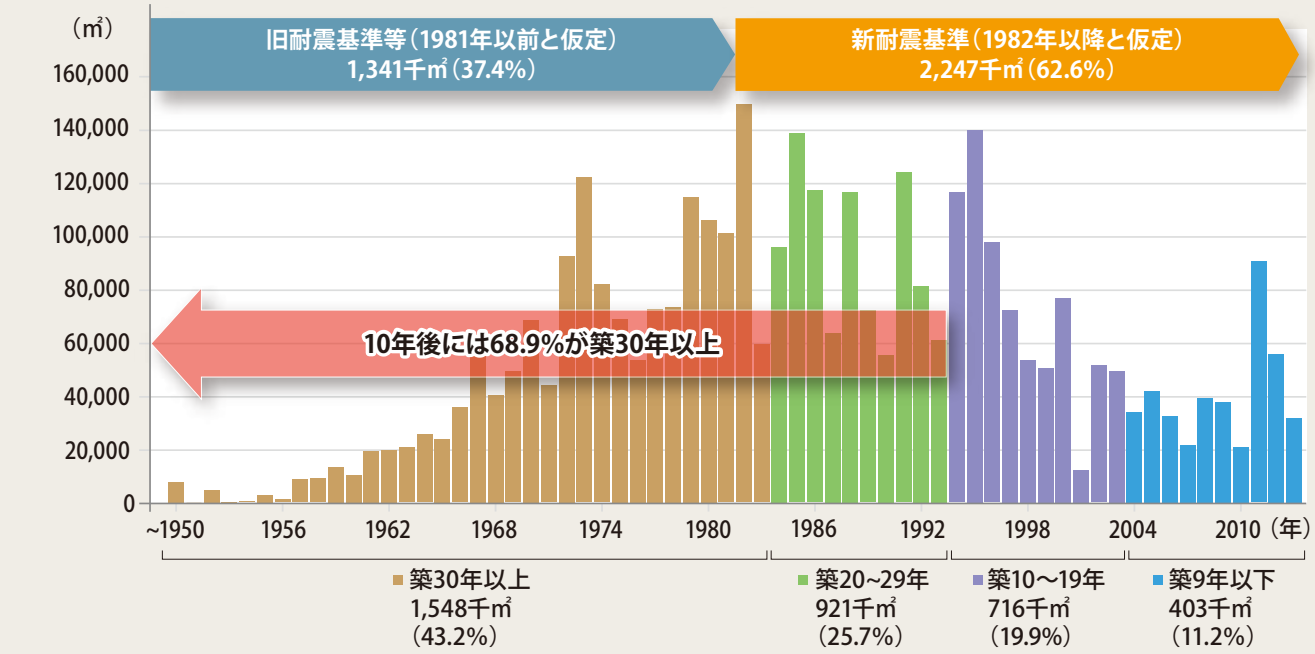

将来人口推計から見た行政ニーズの変化への対応の必要性

今後、本市では、本格的な少子高齢社会の到来とともに、人口増加も見込まれており、これによる行政ニーズの増加・変化には引き続き対応していくことが求められます。

◉本市人口の推移 (国勢調査・将来人口推計)

※2010 (平成22) 年以前は国勢調査
※構成比は、年齢不詳を除いて算出している。

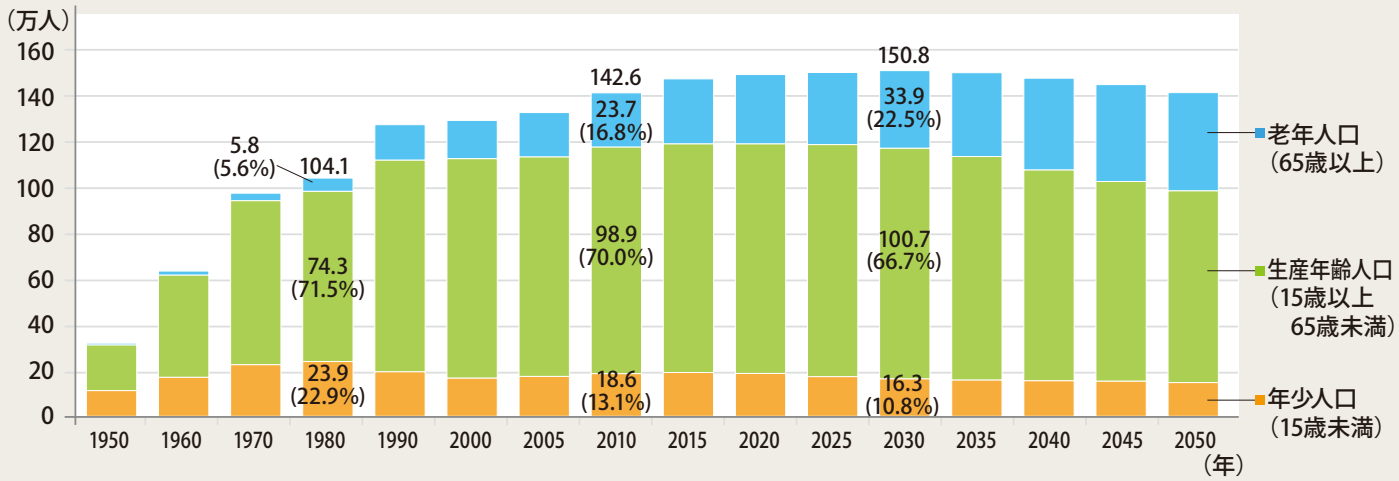

財政の硬直化等の課題に対応した「資産・債務改革」の必要性

扶助費や、施設更新需要の増大に伴う公債費増額による今後の財政の硬直化も懸念される中、保有資産の最適化や効率的な維持管理等により、将来的な行政サービスの財源を確保していく必要があります。

（2）本市資産の状況

他政令指定都市との状況比較

市民一人当たり公共建築物床面積は、全政令指定都市20都市の中で4番目に小さい水準となっています。

◉市民一人当たりの公共建築物床面積（他政令指定都市との比較）

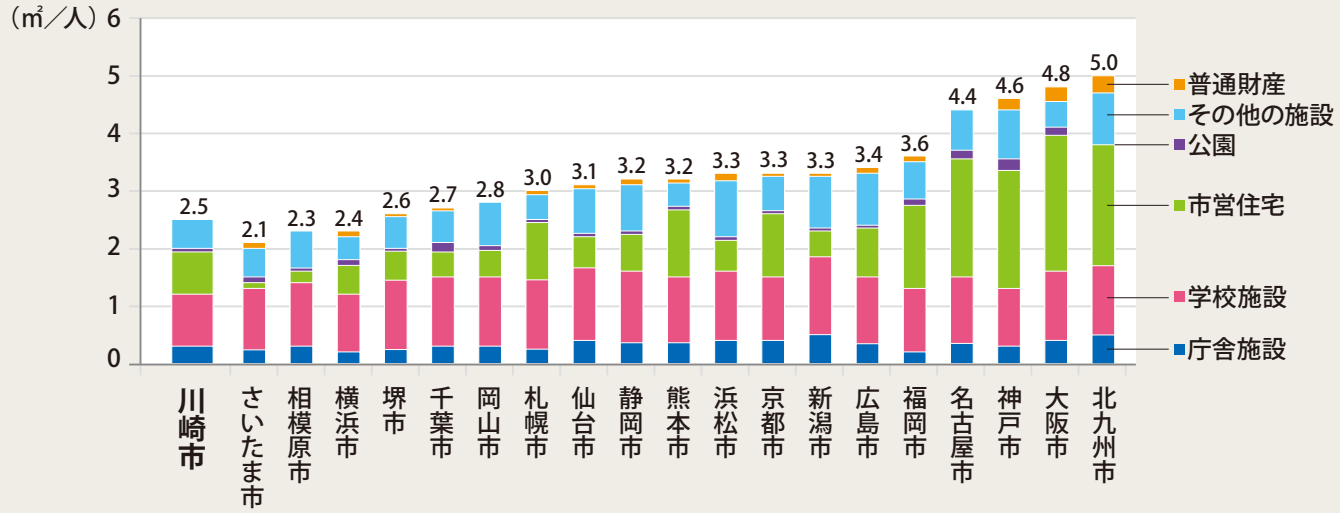

その他比較項目についての政令指定都市における本市の順位（値の大きい方から）	●**人口密度：第2位**（人口：第8位・市域面積：第20位） ●**市域1㎢当たりの公共建築物床面積：第3位**（公共建築物床面積：第10位） ●**市民一人当たりの市有地面積：第17位**（市有地面積：第15位） ●**地価**（住宅地平均価格）**：第1位**

※上記データの出典
- ●**人口**：平成22年国勢調査
- ●**公共建築物床面積・市有地面積**：平成23年度市町村公共施設状況調査（総務省）
- ●**市域面積**：平成24年全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省）
- ●**地価**：平成25年地価公示（国土交通省）

本市公共建築物床面積の変遷

児童生徒の増加への対応（小中学校）など行政ニーズの増加・変化に的確に対応してきた経緯から面積は増加してきています。

◉本市公共建築物床面積の変遷（2003（平成15）年度～2012（平成24）年度）

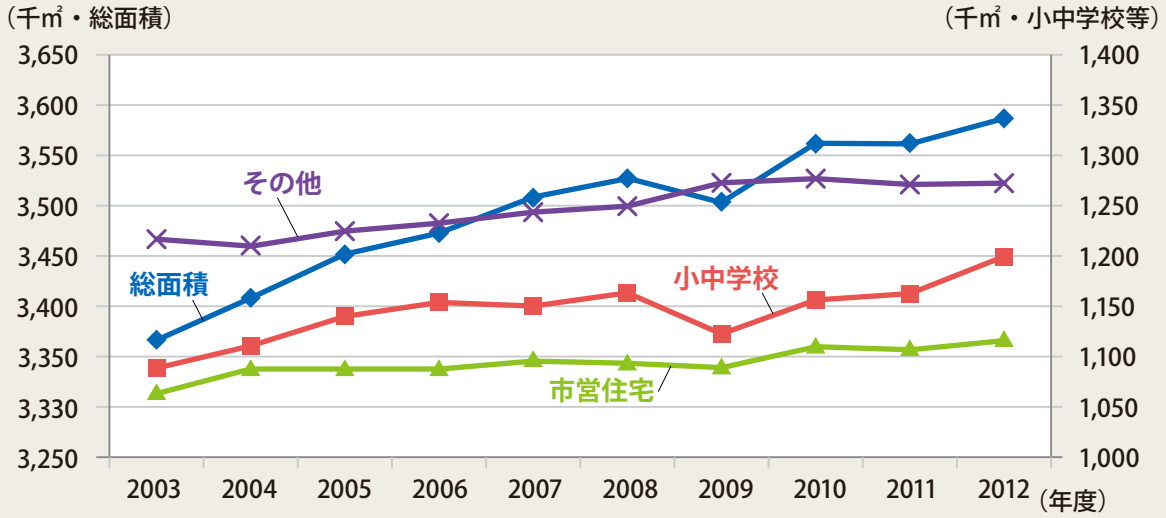

（3）公共建築物の修繕費・更新費の将来見通し

資産マネジメントの取組の今後の方向性を定める上では、施設の将来における修繕や更新にかかる事業費を見通し、現在の施設を今後も保有していくことが可能であるか、また、どのようにすれば保有していくことが可能であるかを分析・把握することが大変重要です。

右の図は、本市公共建築物について、一定の前提条件の下、「①長寿命化を行わなかった場合」、「②第1期取組期間までの長寿命化の取組を反映した場合」、「③全ての施設について長寿命化に配慮した場合」の3つのパターンにおいて、将来20年間で想定される修繕・更新にかかる事業費と、過年度事業費の比較を行ったグラフですが、「②」のこれまでの長寿命化の取組を反映した場合においても将来事業費が過年度事業費を下回るには及ばず、これを可能とするためには、「③」のとおり、長寿命化の対象範囲を拡大し、全ての公共建築物について長寿命化に配慮していくことが必要となります。

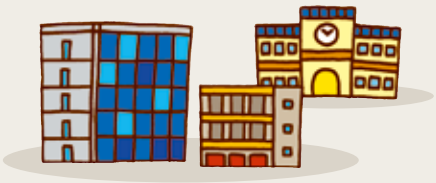

◉修繕・更新費の将来20年間の見通し（過年度事業費との比較）

2014（平成26）年度 ～ 2033（平成45）年度

①長寿命化を行わなかった場合

20年間平均　423億円 / 年度

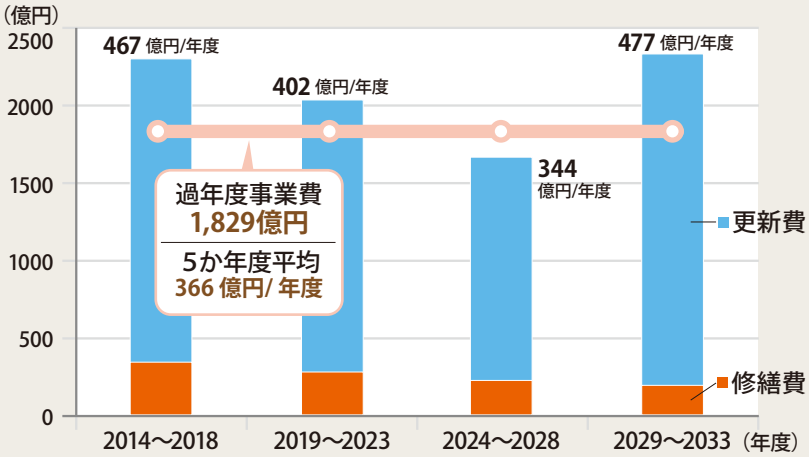

②第1期取組期間までの長寿命化の取組（※）を反映した場合

20年間平均：398億円 / 年度

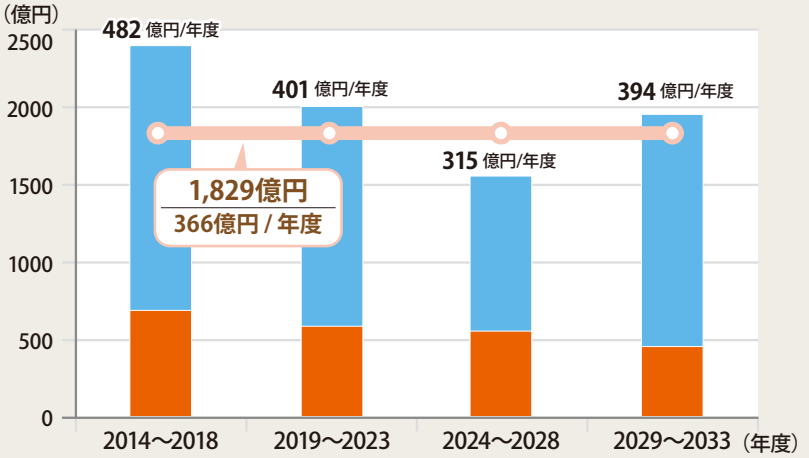

※市営住宅の「第3次ストック総合活用計画(H23)」及び、市営住宅・学校施設を除く公共建築物のうち大規模施設の「中長期保全計画(H18～H22)」を反映

③全ての施設について長寿命化に配慮した場合

20年間平均：255億円 / 年度

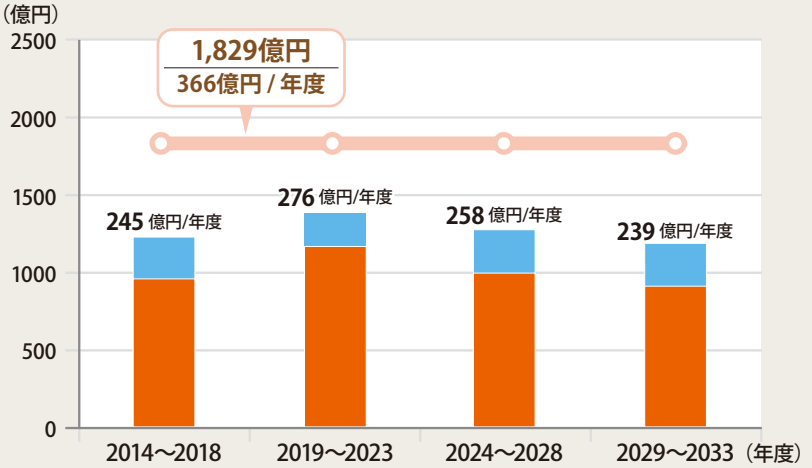

2 資産マネジメントの第2期取組の戦略・対象施設・期間

引き続き見込まれる行政ニーズの増加・変化への対応も踏まえ、施設の長寿命化を主体とした3つの戦略（「戦略1　施設の長寿命化」「戦略2　資産保有の最適化」「戦略3　財産の有効活用」）により、資産マネジメントの第2期の取組を推進します。また、第2期取組の対象施設は「本市が保有する建築物及び道路、橋りょう等のインフラ施設（企業会計を含む。）」とし、その期間については、「戦略1　施設の長寿命化」の重点的取組期間として、2014（平成26）年度から2020（平成32）年度までとします。

◉将来人口推計に対応した取組期間の設定

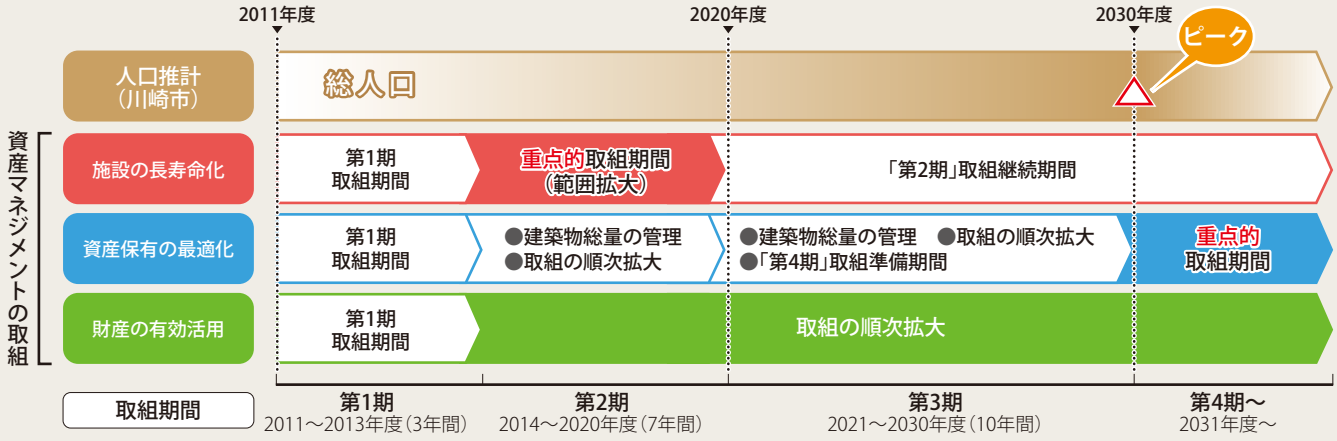

3 基本的な視点・推進体制

基本的な視点

本市が取り組むさまざまな施策等の考え方を「基本的な視点」として取り入れ、取組を推進します。

- ◆「全庁横断的マネジメント」の視点
- ◆「企業会計的マネジメント」の視点
- ◆「暮らしやすいまちづくり」の視点
- ◆「市民利用の安全性」の視点
- ◆「環境配慮」の視点

資産マネジメントの推進体制

全庁的な合議機関である庁内委員会と、取組に専門的見地からの意見を反映するための外部有識者委員会を活用し、さまざまな意見・考え方を取り入れながら取組を進めます。

◉資産マネジメントの推進体制

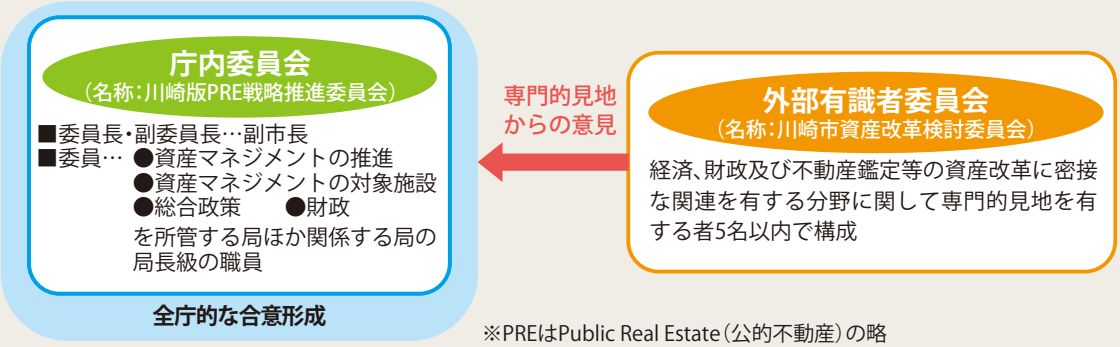

※PREはPublic Real Estate（公的不動産）の略

4 戦略１ 施設の長寿命化

取組目標

全ての施設について長寿命化に配慮した取組を実施

基本的な考え方

●予防保全による財政負担の縮減・平準化

施設の機能や性能の劣化の有無や兆候・状態を把握し、劣化を予測した上で、計画的に適切な保全を行い、機能停止などを未然に防ぐ「予防保全」による施設長寿命化を推進し、財政負担の縮減・平準化に取り組みます。

◉事後保全※1と予防保全のライフサイクルコスト※2の比較イメージ

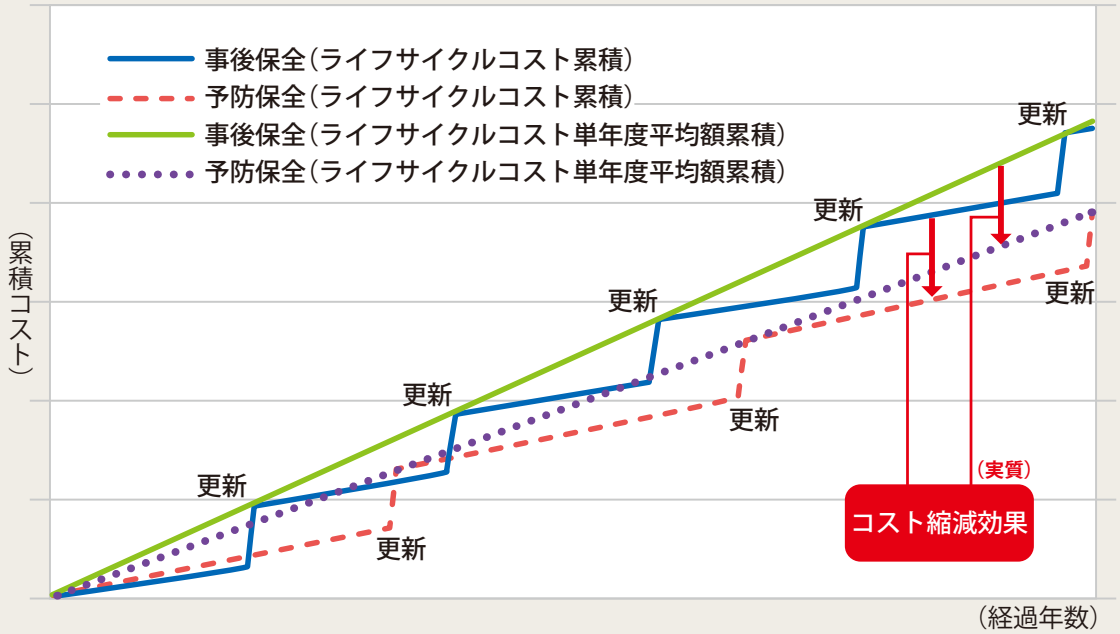

※１ **事後保全**：施設部位の劣化、故障により機能・性能の異常が把握可能な段階になって初めて修繕などの処置を施す保全手法

※２ **ライフサイクルコスト**：建設費、維持補修費、管理運営費等の施設の存続期間に発生する総費用のこと。

●施設利用における安全・安心と環境への配慮

施設を構成する各部位の状況に日頃から目を配り、状況に応じた適切な保全を行うことにより、施設利用の安全を確保するとともに、施設更新時の解体に伴う廃棄物総量の抑制による温室効果ガス排出量削減に努めます。

◉施設長寿命化やこれに向けた取組がもたらす効果

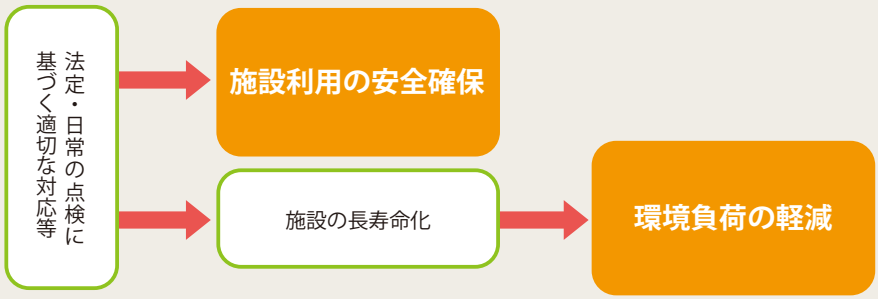

＊今後の主な取組

取組事項	取組の概要・方向性
庁舎等建築物の長寿命化の推進	市営住宅、学校施設及び企業会計施設を除く延床面積200㎡以上の公共建築物について、保全計画の策定と、法定・日常点検に基づく施設の劣化状況等に応じた工事の優先度判定を踏まえた工事実施による長寿命化を推進し、財政負担の縮減・平準化を図ります。
市営住宅の長寿命化の推進	2011（平成23）年度策定の「**第３次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿命化計画）**」に基づき、築年数が50年未満で、建替えを優先的に実施するものを除いた市営住宅について、計画的な改善を実施することによる長寿命化を推進します。

◉計画保全の流れ

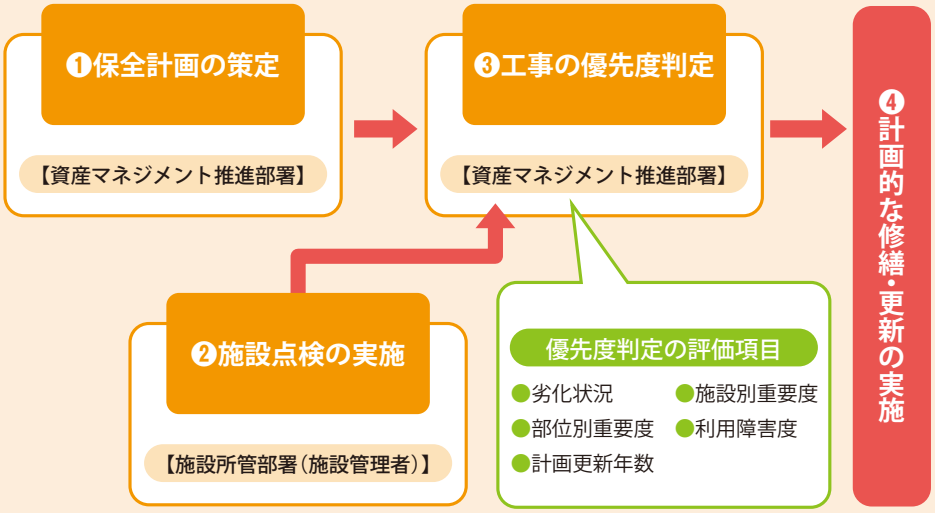

◉長期的な修繕・改善の取組イメージ

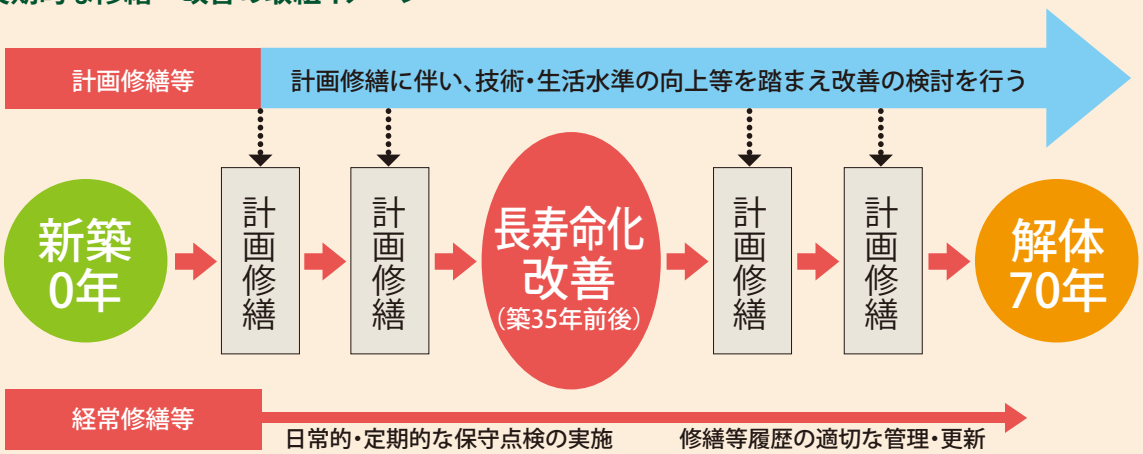

◆**経常修繕**…水漏れ、外壁のひび割れ等、不特定の時期に発生する不具合に対し、その都度修繕を実施する。
◆**計画修繕**…外壁塗装の塗装、屋根防水工事の実施等、周期的に実施する必要のある修繕を計画的に実施する。
◆**改善**…建物の長寿命化、居住性の向上、高齢化への対応、安全性の確保等を目的として行う、グレードアップを伴う修繕や新たな設備等の設置を行う。
◆**長寿命化改善**…設備配管等の更新を主目的とし、躯体の耐用年数のうちに一度、総合的に修繕・改善を施す事業。入居者を退去させて行うことも検討する。

取組事項	取組の概要・方向性
適切な道路維持補修の推進	2013(平成25)年度策定の「**道路維持修繕計画**」に基づき、幹線道路の舗装、生活道路の舗装、重要構造物、道路付属物の分類別に、施設の特性に応じた効率的で効果的な維持管理を推進し、財政負担の縮減・平準化を図ります。 **重要構造物**… 道路擁壁・トンネル **道路付属物**… 横断歩道橋・道路照明・大型案内標識・カーブミラー・横断防止柵・ガードレール・道路排水ポンプ施設・自由通路
橋りょう整備における長寿命化の推進	2010（平成22）年度策定の「**橋梁長寿命化修繕計画**」に基づき、長寿命化の対象とした橋りょうについて、効率的・計画的な予防保全型維持管理による長寿命化を推進し、財政負担の縮減・平準化を図ります。 大師橋（橋長 550m）
学校施設の効果的な整備の推進	2013（平成25）年度策定の「**学校施設長期保全計画**」に基づき、長期的な視点による効率的な施設マネジメントを行い、築年数等に応じた施設の予防保全や、改修による再生整備を計画的に実施し、施設の長寿命化による財政負担の縮減・平準化を図るとともに、安全で快適な教育環境の整備を推進します。

◉再生整備の改修イメージ

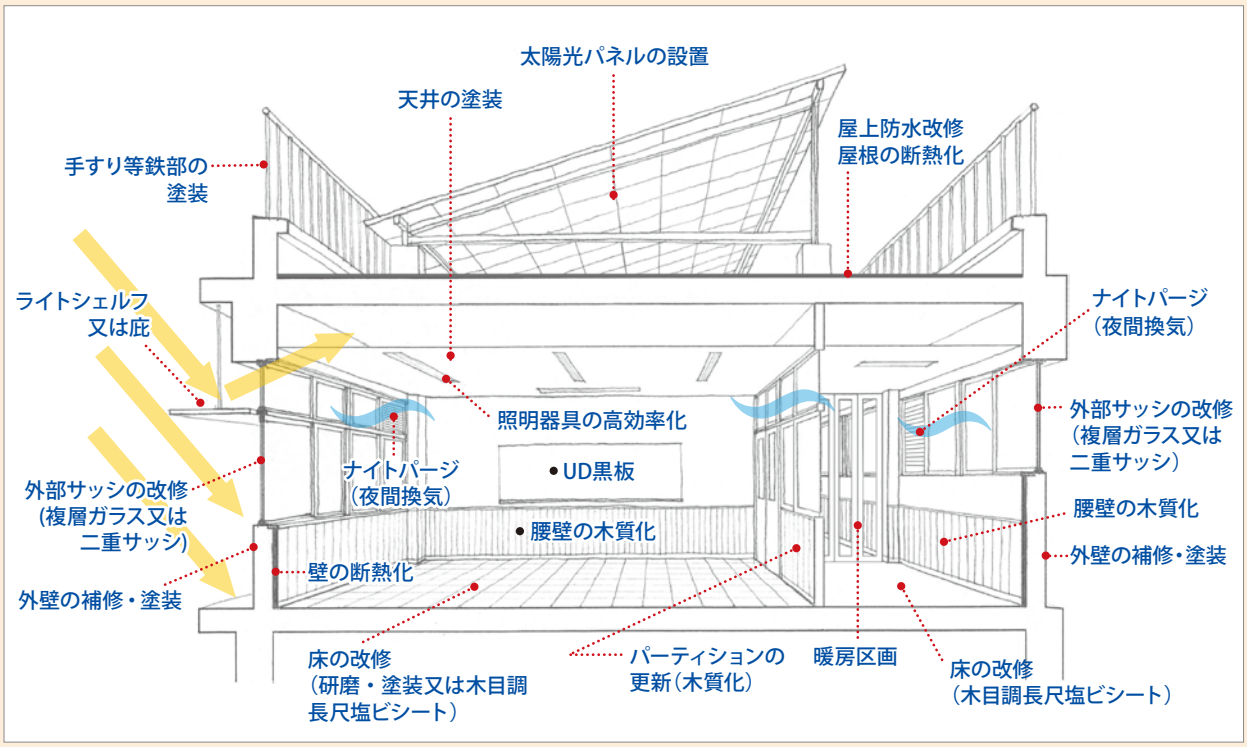

5 戦略２ 資産保有の最適化

取組目標

将来の財政状況等を見据えた建築物総量の管理

基本的な考え方

●施設単体の使用価値・市場価値の観点からの最適化

個々の施設について、利用者数、稼働率等の使用価値と、土地の市場価格等の市場価値を相関的に分析し、今後の施設の整備や活用に当たっての方向性を検討します。

◉施設単体の使用価値・市場価値による最適化の検討

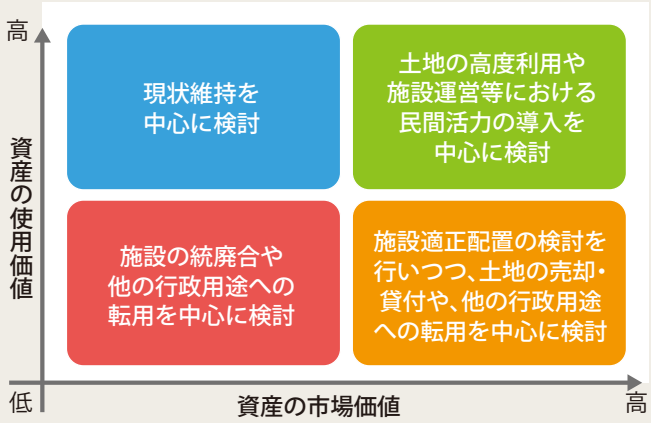

●広域的観点からの最適化

行政ニーズの分布や利用における利便性等を勘案した施設の配置と規模の検討や、施設が立地又は立地を予定する地域の他の行政施設の利用状況、建築条件等も踏まえた広域的観点による施設の整備・活用手法を検討します。

＊今後の主な取組

取組事項	取組の概要・方向性
公設保育所の民設民営手法等の導入の推進	2012(平成24)年度策定の「**「新たな公立保育所」のあり方基本方針**」に基づき再構築を進める「新たな公立保育所」以外の公設の保育所について、建替えを契機とした民設民営手法の導入を引き続き進めるとともに、新たな手法として、指定管理者制度を導入している保育所の建物の民間譲渡手法による民間活力の導入を推進します。

◉本市における公設保育所の民営化の状況

年度	保育園名	民営化の手法	年度	保育園名	民営化の手法
2005（平成17）	下作延中央	指定管理	2010（平成22）	大師	指定管理
2006（平成18）	中島	民設民営		住吉	民設民営
	四谷	民設民営		坂戸	指定管理
	多摩福祉館	民設民営		宮崎	指定管理
2007（平成19）	塚越	指定管理		宿河原	指定管理
	小田中・小田中乳児	指定管理	2011（平成23）	末長	民設民営
2008（平成20）	日進町	民設民営	2012（平成24）	西大島	民設民営
	高津	民設民営		東小倉	民設民営
2009（平成21）	京町	民設民営		玉川・玉川乳児	民設民営
	戸手	民設民営		百合丘	民設民営
	南平間	指定管理	2013（平成25）	出来野	民設民営
	宮前平	指定管理		古市場	民設民営
	白鳥	指定管理		千年	民設民営
				西宿河原	民設民営
				中野島・中野島乳児	民設民営

取組事項	取組の概要・方向性
市営住宅の更新時における福祉施設等の整備の推進	市営住宅の老朽化に伴う建替えを行う際に、土地の高度利用や住宅の統合が可能な場合には、余裕敷地を活用して、地域の実情に応じた福祉施設等の整備を推進します。
幸区役所新庁舎整備における効率的・効果的な執務室の検討	幸区役所の新庁舎整備に当たり、庁舎内スペースの有効活用や組織改編等における柔軟性の確保等のため、効率的・効果的な執務室の検討を行います。
児童生徒数に対応した教育環境整備の推進	住宅開発等による将来の人口動態を的確に捉え、地域ごとに、通学区域の調査・検討も行いながら、地球環境や地域防災拠点機能の強化の観点も考慮した分離新設や増改築等の計画的な学校整備を推進します。
施設余剰地の掘り起こしによる有効活用方策の検討	収集・一元管理した施設情報に基づき施設余剰地の掘り起こし調査を行い、抽出した余剰地のうち活用効果の見込まれる規模の大きいものについては、土地の市場価値や周辺の行政ニーズ等も考慮の上、本市施策推進や課題解決に向けた有効活用方策の検討を行います。

◉社会福祉施設等と併設されている市営住宅

住宅名	併設している施設の種類
中丸子	保育所
上平間五瀬淵	特別養護老人ホーム
上布田	障害者福祉施設
末長宗田	老人福祉センター
久末寺谷	老人デイサービスセンター
古市場	特別養護老人ホーム

◉2014（平成26）～2019（平成31）年度の児童生徒数の推移（見込み）

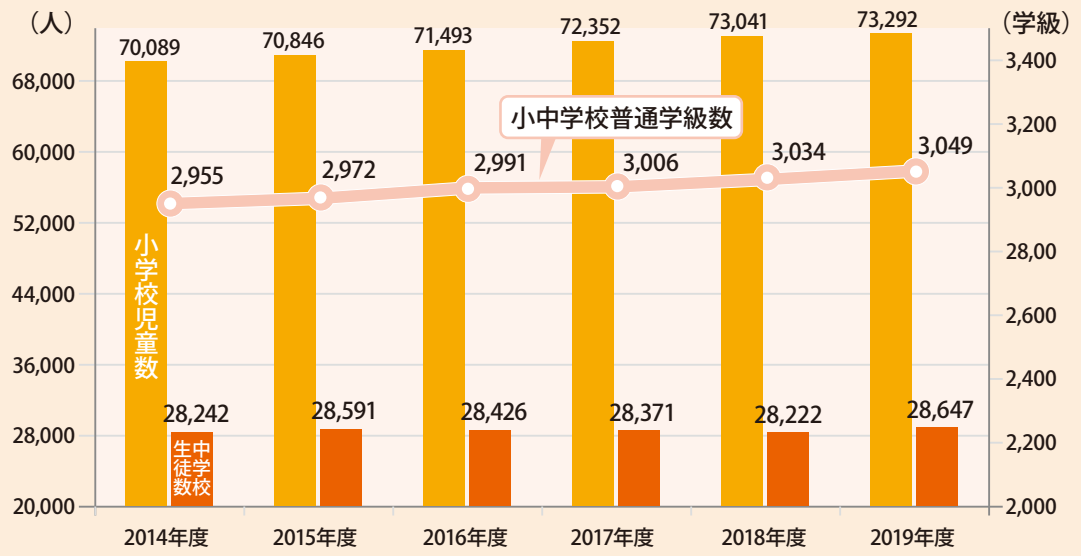

6 戦略3 財産の有効活用

取組目標

多様な効果創出に向けた財産有効活用の取組拡大

基本的な考え方

●財産有効活用の手法・対象の拡大

財政効果のみならず、本市のさまざまな施策推進や課題解決に寄与することを踏まえた多様な効果の創出に向け、他都市などで先進的に行われている取組のうち、本市でも導入可能な事例を積極的に取り込むことにより、財産活用のさまざまな「手法」を確立していくとともに、低・未利用の土地、施設の余裕部分など活用可能な「対象」への取組拡大を図ります。

＊今後の主な取組

取組事項	取組の概要・方向性
庁舎・公の施設駐車場の適正利用の推進	庁舎や公の施設に設置している駐車場のうち、採算性が見込めるもの等については、民間事業者の活用による適正利用を推進します。 また、利用状況や周辺状況の変化等を考慮し、民間事業者による電気自動車充電器の拡充等、多様な効果創出に向けた取組を推進します。 **2012（平成24）年度実績** **11箇所**…24,718千円（歳入・収入） うち電気自動車（EV）充電設備設置：7箇所（各箇所1台）
庁舎等余剰地や余剰床の貸付事業の推進	庁舎や公の施設などの余剰地や余剰床について、民間事業者への貸付け等による歳入確保を図ります。 また、既設の飲料等自動販売機の更新に当たっては、環境配慮型や災害対応型などの付加価値の高い機種の導入をより一層促進します。 **2012（平成24）年度実績** **459件**…383,976千円（歳入・収入） うち自動販売機…399件・138,105千円

取組事項	取組の概要・方向性
広告事業の推進	市場性を踏まえて施設や印刷物等の広告掲出が可能な媒体を抽出し、事業者と連携した広告事業の展開を図ることによる歳入確保等に取り組みます。 **2012（平成24）年度実績** **97件**…178,621千円（歳入・収入）
有効活用カタログの導入と活用効果の検証・評価	本市及び他都市の有効活用に関する事例をまとめた有効活用カタログを作成し、これに基づく財産の活用可能性の検証や、活用効果について評価する仕組みを構築することにより、未活用財産への取組拡大と、既に活用している財産の活用最適化を図ります。 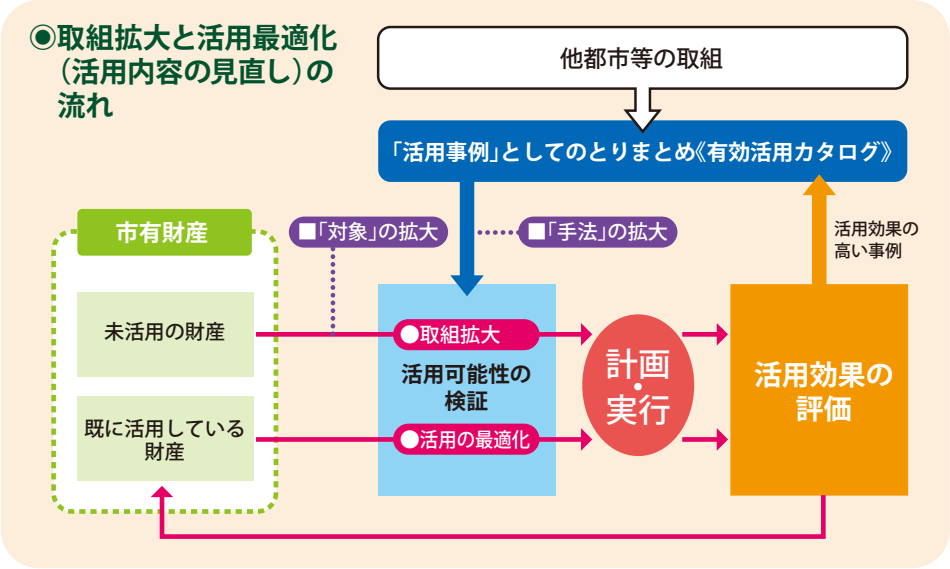
ネーミングライツ（命名権）の導入	施設の利用者数、メディアへの露出状況等を考慮したさまざまな条件を整理し、景気動向等を踏まえながら、ネーミングライツの導入に向けた取組を推進します。
道路・河川事業予定地及び事業残地等の有効活用	道路整備や河川改修等を目的に取得した用地で、本来の行政目的に供するまで一定の期間があるものについては、民間駐車場や看板などの用途を目的とした一時貸付けの取組を進めます。 また、整備事業後の残地や跡地については、2013（平成25）年2月策定の「**事業残地等の最適な活用実施計画**」に基づき、土地の状況等を勘案し、施策推進のための活用や地域利用、売却、貸付けなど、最適な活用を行います。
不法占拠対策の推進	不法占拠されている市有財産について、全庁的な対応方針に基づき、不法占拠対策委員会による全庁的な進捗管理を行い、法的措置を見据えた不法占拠対策の取組を推進します。

［用途別施設の状況（参考）］

本市が管理・運営する公共建築物等のうち、市民の皆様に身近なものについて状況をとりまとめました。
今後は、こうした施設の状況を的確に捉えた資産マネジメントの取組を推進していく必要があります。

◉対象公共建築物等一覧

大分類	分類	具体的施設	施設数									床面積（㎡）
			川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	市外	計	
区役所等	区役所	各区役所	1	1	1	1	1	1	1	—	7	66,560
	支所・出張所・連絡所	各区役所支所、出張所、連絡所	2	1	—	1	1	1	1	—	7	11,736
	行政サービスコーナー	各行政サービスコーナー	1	—	1	1	1	1	1	—	6	454
学校施設	小学校	各小学校	20	13	18	15	17	14	16	—	113	786,911
	中学校	各中学校	10	5	8	5	8	7	8	—	51	412,075
	その他学校施設	各高等学校、特別支援学校、看護短期大学	2	3	2	2	—	—	—	—	9	117,542 ※1
社会教育施設	市民館・図書館	教育文化会館（分館）、各市民館（各分館）、各図書館（各分館）	4	2	2	3	2	3	3	—	19	71,313
	体育施設	川崎市体育館、石川記念武道館、とどろきアリーナ、各スポーツセンター	1	2	1	1	1	1	1	—	8	51,753
	プール	堤根余熱利用市民施設、富士見児童プール、大師プール、入江崎余熱利用プール、小倉西児童プール、等々力プール、平間児童プール、川崎市民プラザ温水プール、稲田児童プール、多摩スポーツセンター、王禅寺余熱利用市民施設	4	1	2	1	—	2	1	—	11	—
	青少年施設	子ども夢パーク、青少年の家、黒川青少年野外活動センター、八ヶ岳少年自然の家	—	—	—	1	1	—	1	1	4	17,381
	博物館	大師河原水防センター、夢見ヶ崎動物公園、平和館、市民ミュージアム、大山街道ふるさと館、緑化センター、藤子・F・不二雄ミュージアム、青少年科学館、日本民家園、岡本太郎美術館	1	1	2	1	—	5	—	—	10	43,122
	公会堂・市民会館	港湾振興会館、労働会館、能楽堂、川崎シンフォニーホール、国際交流センター、総合福祉センター、生活文化会館、男女共同参画センター、川崎市民プラザ、有馬野川生涯学習支援施設、アートセンター	3	1	2	3	1	—	1	—	11	81,074
児童関連施設	こども文化センター	各こども文化センター	10	6	10	7	8	7	10	—	58	20,897
	わくわくプラザ	各わくわくプラザ	20	13	18	15	17	14	16	—	113	19,722 ※2
	保育所	各保育所	10	10	12	14	12	8	6	—	72	41,010
	地域子育て支援センター	各地域子育て支援センター	6	4	4	6	5	4	5	—	34	3,672 ※3
高齢者関連施設	老人いこいの家	各老人いこいの家	10	6	7	7	5	7	7	—	49	17,051
	老人福祉センター	各老人福祉センター	1	1	1	1	1	1	1	—	7	9,310
	老人ホーム	各特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（恵楽園）	—	1	3	2	—	3	—	—	9	34,574
障害者関連施設	障害者支援施設	桜の風、れいんぼう川崎、柿生学園	—	—	1	—	1	—	1	—	3	14,311
環境衛生施設	診療所	各休日（夜間）急患診療所	1	1	1	1	1	1	1	—	7	5,303
	市営住宅	各市営住宅	17	21	10	25	15	11	4	—	103	1,116,664 ※4

※2013（平成 25）年3月 31 日現在の状況（一部施設を除く。）
※1　改築中の高等学校・特別支援学校の面積は除く。　※2　小学校校舎内設置施設の面積は小学校面積の内数
※3　面積は単独施設分のみ　※4　借上施設の面積は除く。

用途別施設間での状況比較

※借上げ施設等を除く本市保有施設を対象

◉平均築年数の比較

相対的に、保育所・地域子育て支援センター（児童関連施設）、診療所（環境衛生施設）の築年数が経過している。

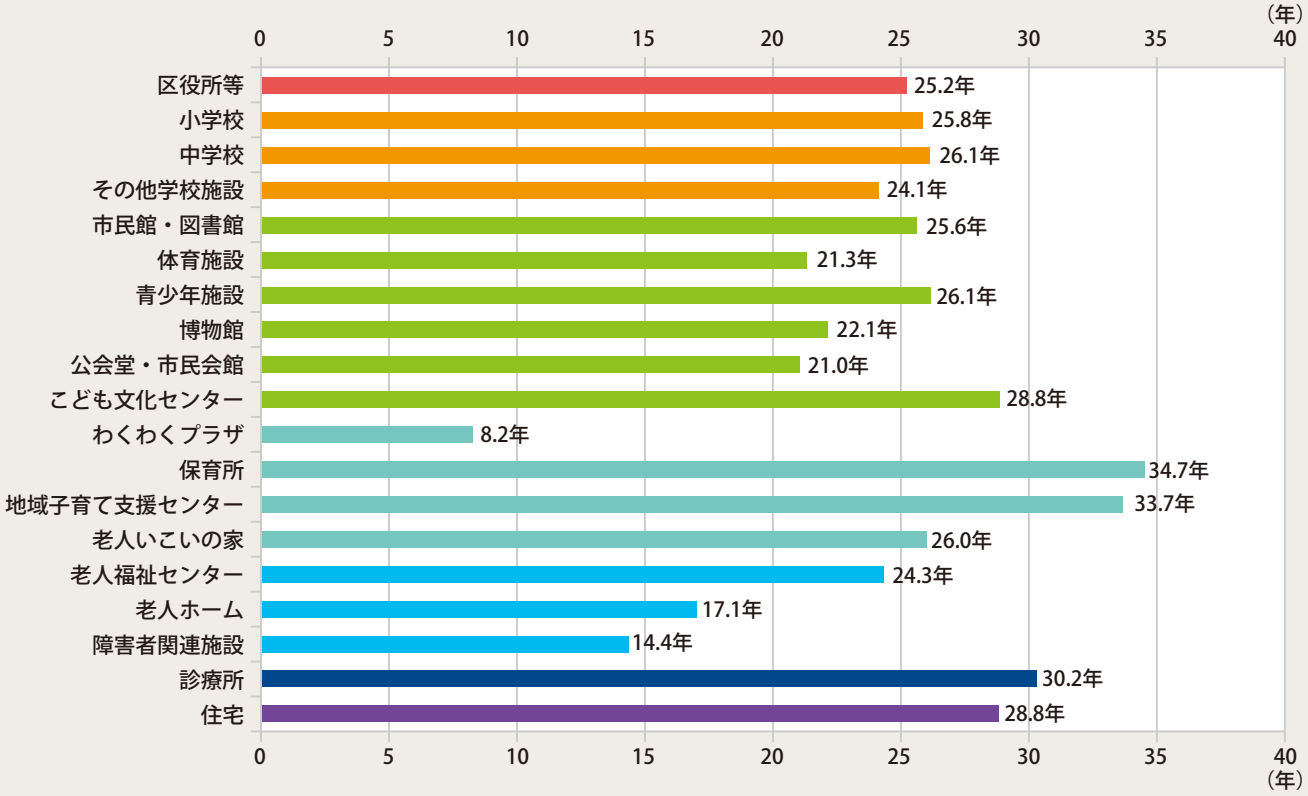

◉今後20年間の修繕費・更新費の比較

今後20年間で見込まれる修繕費・更新費について、床面積1㎡当たりでは区役所等が最も高額であるが、総額では、学校施設、次いで環境衛生施設の規模が大きい。

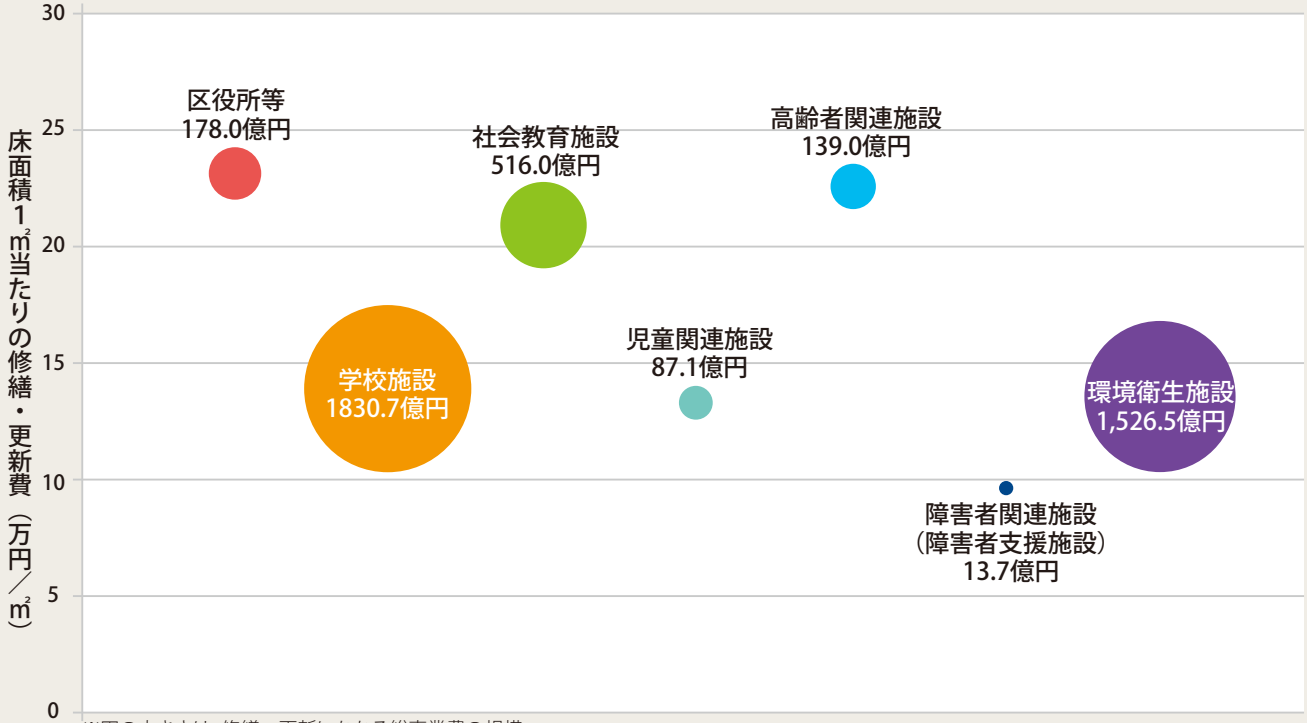

※円の大きさは、修繕・更新にかかる総事業費の規模

◉本市と他政令指定都市における人口10万人当たり施設数の比較

学校施設・社会教育施設は相対的に施設数が少ない一方で、児童関連施設の施設数は多い。

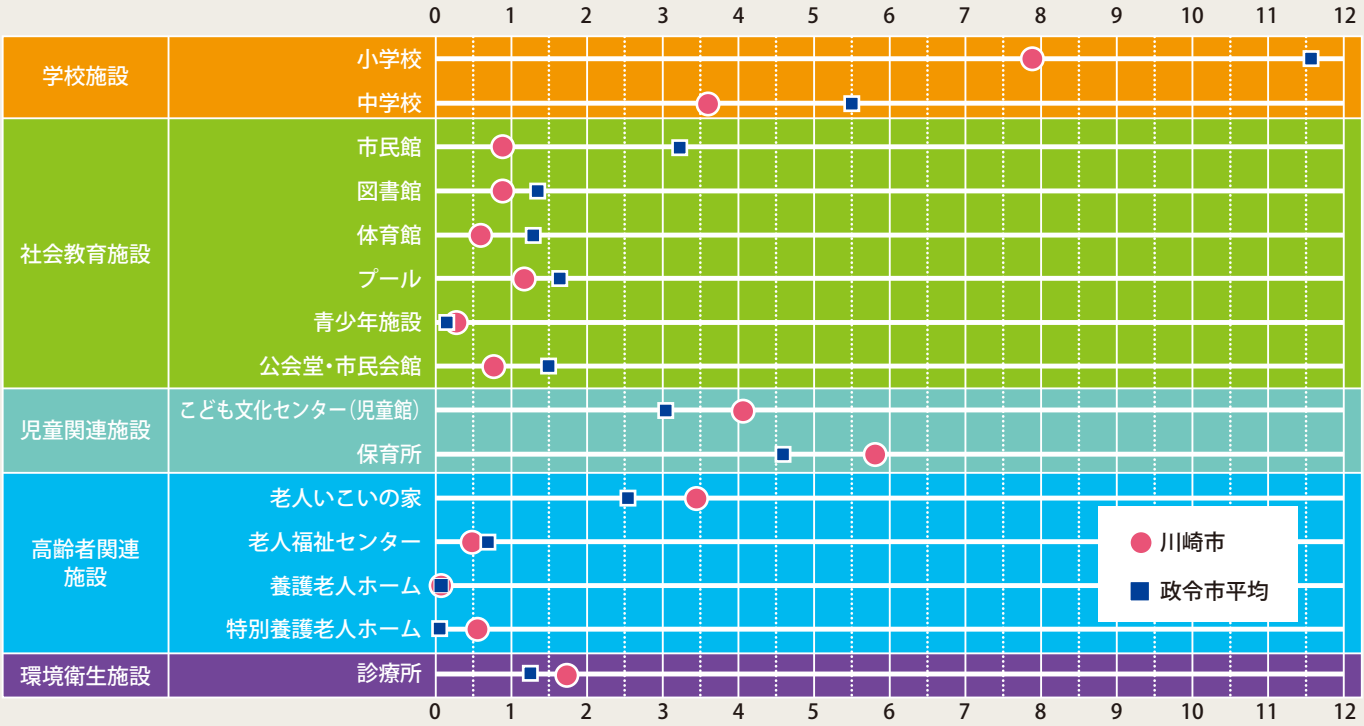

◉施設利用状況の推移

（2009（平成21）年度利用者数等を「100」とした場合）

2011（平成23）年度について、区役所等・学校施設・社会教育施設・児童関連施設が「100」を上回っている。

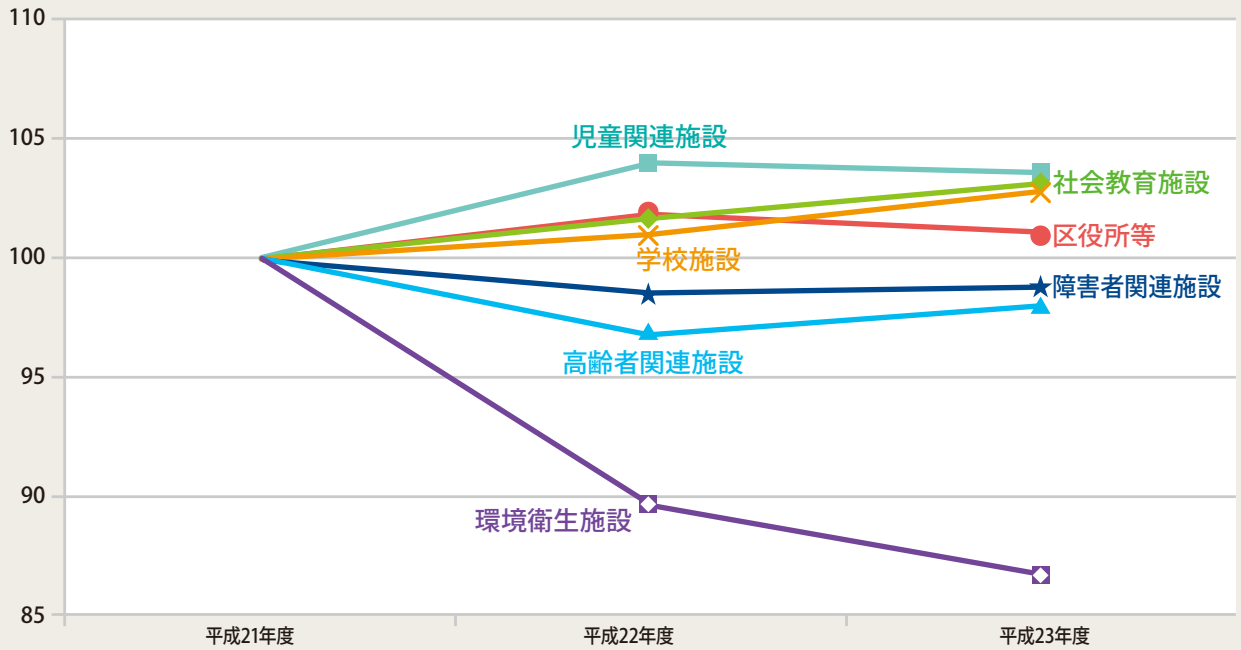

※当該３か年度中に新規開館、閉館、休館した施設は算入していない。

◉公設施設利用状況の推移・内訳

学校施設

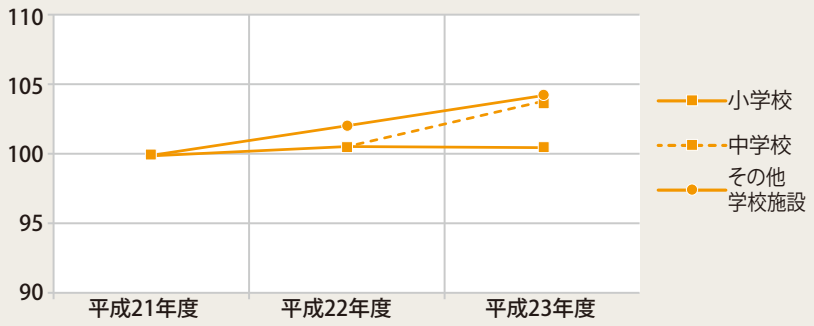

社会教育施設

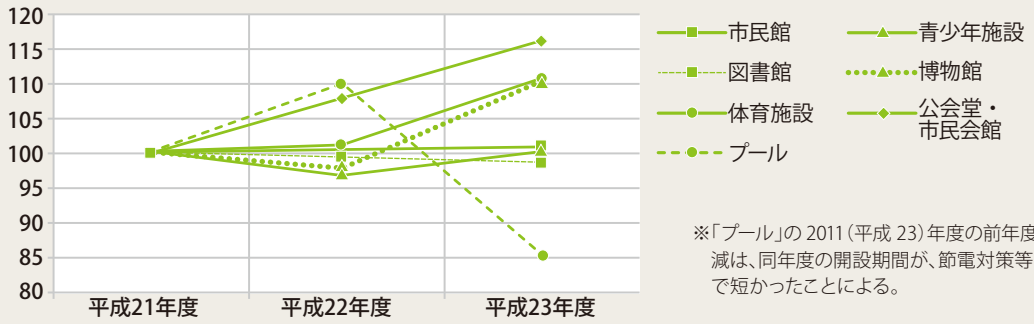

※「プール」の 2011（平成 23）年度の前年度からの減は、同年度の開設期間が、節電対策等の影響で短かったことによる。

児童関連施設

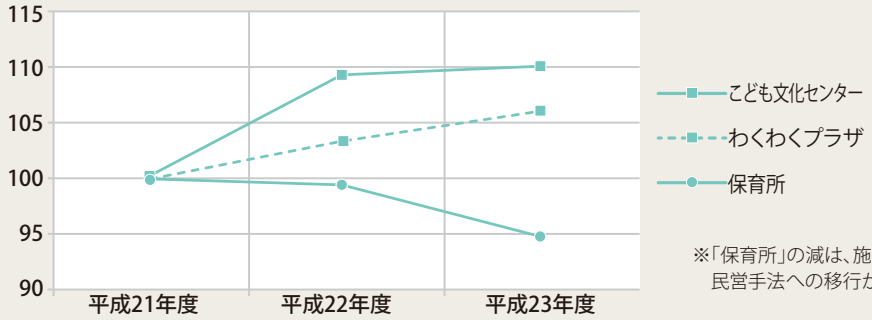

※「保育所」の減は、施設建替えに合わせた民設民営手法への移行が進んだことによる。

高齢者関連施設

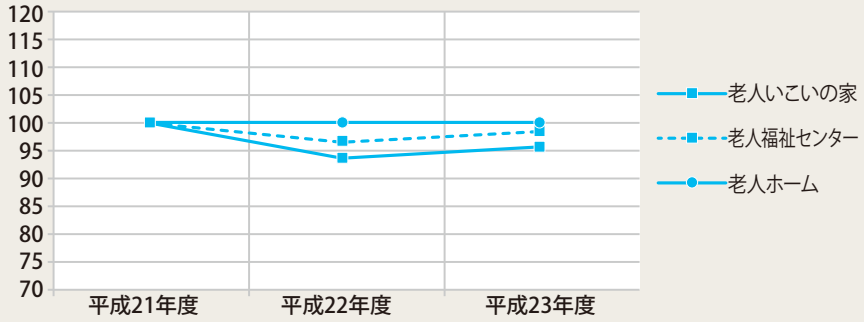

環境衛生施設

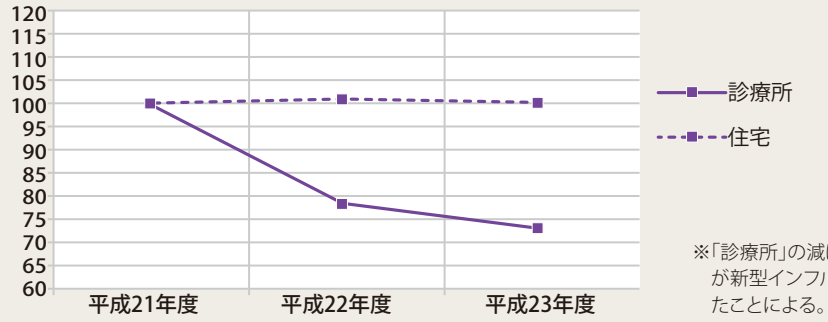

※「診療所」の減は、2009（平成 21）年度の利用者が新型インフルエンザの影響で突出して多かったことによる。

［パブリックコメント手続きの実施結果（概要版付録）］

「かわさき資産マネジメントカルテ案〈資産マネジメントの第２期取組期間の実施方針〉」の策定に当たり、市民の皆様からの御意見を募集しました。その結果、26件の御意見をいただきました。

◉意見募集の概要

題　　名	かわさき資産マネジメントカルテ案 〈資産マネジメントの第２期取組期間の実施方針〉の策定について
意見の募集期間	平成25年12月20日（金）～ 平成26年1月20日（月）（32日間）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	・川崎市ホームページへの掲載 ・市政だより（12月21日号）への掲載 ・閲覧用資料（案、概要版）の設置 設置場所：区役所、かわさき情報プラザ ・配布用資料（概要版）の設置 設置場所：区役所、支所、出張所、連絡所、行政サービスコーナー、シティセールス・広報室、市民館（分館含む）、図書館（分館含む）、教育文化会館、市民ミュージアム、公文書館、かわさき情報プラザ、(公財)生涯学習財団
結果の公表方法	・川崎市ホームページへの掲載 ・閲覧用資料の設置 設置場所：区役所、かわさき情報プラザ

◉結果の概要

御意見に対する市の考え方の区分

A：趣旨を踏まえ、「カルテ」に反映させるもの
B：「カルテ案」の趣旨に沿ったもの
C：今後の取組を推進する中で参考とさせていただくもの
D：「カルテ案」に対する質問・要望であり、市の考え方を説明・確認するもの
E：その他

項　目 ＼ 市の考え方の区分	A	B	C	D	E	計
①「カルテ」全般に関すること	2	1		3		6
②「戦略1　施設の長寿命化」に関すること	1	1			1	3
③「戦略2　資産保有の最適化」に関すること		1	1	5	5	12
④「戦略3　財産の有効活用」に関すること		1	1			2
⑤「資料編」に関すること	1			1		2
⑥その他					1	1
合　　計	4	4	2	9	7	26

主なご意見と本市の考え方（要旨）

趣旨を踏まえ、「カルテ」に反映させていただいた御意見

ご意見

・資産マネジメントの取組はトップダウンにより、オール市役所体制でやることが望ましい。
・取組に当たっては、大学等の研究機関や、民間シンクタンク等との連携が有用である。

考え方

・従来から、全庁的な合議機関としての庁内委員会と、取組に専門的見地からの意見を反映するための外部有識者委員会を設置しておりますので、そうした推進体制について記載いたします。

「カルテ」の趣旨に沿った御意見

ご意見

・震災発生時において業務の継続・早期復旧を実現するための「業務継続計画」と連携し、取組を進めるべきである。

考え方

・保全実施のための優先度判定において、地震防災上重要となる施設を評価する「施設別重要度」を評価項目の一つとするとともに、災害時の施設の役割も念頭に置いた施設配置の検討を進めてまいります。

ご意見

・施設の長寿命化には賛成だが、利用の安全には十分な配慮が必要である。

考え方

・施設の種類・特性に応じ、定期的な施設点検等の適切な管理を行い、利用の安全を確保しながら、施設の長寿命化を進めてまいります。

ご意見

・不法占拠対策は、重点的かつ徹底的に全市を挙げて推進することが急務である。

考え方

・引き続き、不法占拠の未然防止に努めるとともに、指導に従わない不法占拠者に対しては、法的措置も視野に入れた対応を講じてまいります。

今後の取組を進める中で参考とさせていただく御意見

ご意見

・必要な施設は建設するべきだが、人口は減少していくと推測されているので、有効利用するために転用する施設を想定しながら整備を進めるべきである。
・市有財産の有効活用の一環として、太陽光発電の導入を積極的に推進すべきである。

KAWASAKI CITY
川崎市

かわさき資産マネジメントカルテ
〈資産マネジメントの第２期取組期間の実施方針〉
概要版

2014（平成26）年３月

川崎市財政局資産管理部資産運用課
●電話 044（200）2851　●FAX 044（200）3905
E-mail　23sisan@city.kawasaki.jp